

2025年度 入学者への交付書類一覧

文学部

経済学部

法学部

商学部

医学部

理工学部

薬学部

入学者へお渡しする書類の一覧です。ウェブページで公開する書類と、
 手続きの際に登録された住所に送付する書類があります。

書類はそれぞれ異なりますので、必ず両方確認するようにしてください。
 これらの案内の中には、**入学前に対応が必要な手続**についての情報も
 含まれます。確認しなかったことで不利益を被ることがないように、
 速やかに目を通すようにしてください。

凡 例

●：送付する書類

※送付時期は入試制度や手続方法によって異なります。

■：ウェブで公開する書類

[https://www.keio.ac.jp/ja/admissions/
for-new-students/](https://www.keio.ac.jp/ja/admissions/for-new-students/)



合格後すぐに確認が必要な書類

- 慶應義塾大学 学生寮と宿舍のご案内
- 慶應義塾大学直営寮（男子学生のみ）日吉寄宿舍のご案内
- 留学生宿舍入居者募集のご案内（留学生のみ）
- 学内における集団感染予防についてご協力をお願い

3月上旬以降に確認が必要な書類

【まず初めに確認するもの】

- 入学後の行事と諸手続について
- クラス・学籍番号・履修語学等の発表について / keio.jp・ITC アカウント登録方法
- 学生カード
（提出方法は「入学後の行事と諸手続について」をご確認ください。）
- 健康診断のお知らせ・採尿容器（ピーポール）
- 総合ガイダンスと奨学金申請（JASSO 学習奨励費含む）のご案内（留学生のみ）

【学費】

- 慶應義塾大学に在学中の学費納入についてのお知らせ

【授業・履修】

- 履修案内
- 外国語科目履修案内（文・医・薬学部は除く）
- 学部学則
- 経済学部 スタディガイド（経済学部のみ）
- 学べ！@法学部（法学部のみ）
- 法学部人文科学・自然科学研究会紹介
-法学部副専攻認定制度-（法学部のみ）
- 商学部 TOEIC 試験案内（商学部のみ）
- 商学部 国際教養プログラム・数理科学プログラム（商学部のみ）
- GPP Global Passport Program
- Safety Manual（理工学部のみ）
- 薬学部保護者会について（薬学部のみ）
- 体育科目について
- 留学のススメ
- メディア・コミュニケーション研究所からのご案内（薬学部は除く）
- 教養研究センター設置科目パンフレット
- 外国語教育研究センター 履修案内・講義要綱
- 教職課程の履修に関する案内（新入生の皆さんへ）
（医学部・薬学部は除く）
- 公開講座 慶應外語のご案内
- AI・高度プログラミングコンソーシアムの紹介
- 障害等のある方へ合理的配慮申請の流れについて

【メディアセンター（図書館）】

- 日吉メディアセンター利用ガイド

【保険】

- 学生健康保険互助組合（健保）の手引き
- 学生教育研究災害傷害保険 加入者のしおり
- 学生教育研究災害傷害保険のごあんない

【学生生活】

- 福翁自伝
- 塾生案内（カラムス）
- 災害・緊急時ポケットガイド
- STOP! アルコール・ハラスメント 死をまねく急性アルコール中毒を防ぐ
- アルコールの害毒から自分を守るために
- 麻薬覚せい剤乱用防止啓発についてのご案内
- 悪質商法が狙っている
- 偽装勧誘・ダミーサークルに注意！
- 新歓に関する注意喚起&対面新歓のお知らせ
- ソフトウェアの適正な利用について / 違法アップロード・ダウンロードについて
- 研究不正防止 / 研究費不正使用防止に関するご案内
- ハラスメント防止委員会からのご案内
- 学生相談室のご案内
- 困ったときに支えてくれる人は必ずいます（性被害にあった時の相談先カード）
- 自分を守ろう（法学部のみ）

【よりよい塾生生活を送るための情報】

- 慶應義塾生活協同組合への加入のご案内
慶應生協は学内で購買部、書籍部、食堂などを運営している福利厚生団体です。生協に加入いただくと食堂、教科書の割引など様々なサービスを受けることができます。
- 塾生総合補償制度・慶應カードのご案内
補償制度とカードの内容と加入手続は送付する書類で確認できます。両制度は株慶應学術事業会が運営しています。

※株慶應学術事業会（学校法人慶應義塾の関連組織）および慶應義塾生活協同組合からのご案内は大学からの案内ではありません。
よりよい大学生活を送るための情報としてご利用ください。

■ 書類・刊行物の不足に関する問合せ先

TEL : 050-3528-2580

【受付時間】 平日 10:00～17:00（土曜・日曜・祝日を除く）

■ 書類の内容に関する問合せ先

各書類に記載されている問合せ先に直接問合せってください。